

監理団体、実習実施者の皆さま

令和元年10月1日からの郵便料金改定を受けた料金不足郵便の取扱い（改訂）

外国人技能実習機構

令和元年10月1日より郵便料金が改定されることに伴い、監理団体許可申請及び技能実習計画認定申請等を提出する際、及び監理団体の許可証及び技能実習計画認定証等の交付を受ける際には、以下の事項にご留意ください。

1. 令和元年10月1日以降に監理団体許可申請・技能実習計画認定申請等を提出する場合

令和元年10月1日以降の消印となる場合は、改定後の郵便料金により提出してください。郵便料金に不足があった場合は、外国人技能実習機構で受理することができません。

2. 令和元年10月1日以降に監理団体許可証・技能実習計画認定通知書等の交付が見込まれる場合

9月30日以前の申請でも、通常の審査期間を考慮すると、令和元年10月1日以降に監理団体許可証・技能実習計画認定通知書等の交付と見込まれる場合には、交付を受ける際の返信用封筒（レターパックを含む。以下同じ。）には、改定後の郵便料金の切手を貼り付けて提出してください。

なお、外国人技能実習機構においては提出された封筒を使用させていただくため、料金不足分が発生した場合、申請者及び届出者に当該不足分を負担してもらった上で発送することとなります。そのため、その不足分に係るやりとりを省くためにも、返信用封筒には、改定後の郵便料金の切手を貼り付ける等、料金不足のないようお願いいたします。

※上記の取扱いは、監理団体の変更届出及び技能実習計画変更認定申請等を含みます。

※返信用封筒は、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行い、かつ「信書」で送ることができる方式）であることが必要です。

※申請者が対面での交付を希望する場合は除きます。

郵便料金改定については、日本郵便株式会社HPでご確認ください。

https://www.post.japanpost.jp/service/2019fee_change/index.html